

豊橋市監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年4月8日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一



包括外部監査の監査結果に基づく措置結果 (令和2年度)

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
財務部	資産税課	P 30	意見	庁内の一般的な人事ローテーション期間よりも長い期間在課し、知識や経験を蓄積できるよう、人事に働きかけることが望まれる。	令和3年8月に行われた「夏の減増員ヒアリング」の機会を利用し、人事課へ税3課における賦課徴収に関する事務は専門性が高いことを説明し、知識や経験を蓄積できるように一般的な人事ローテーション期間よりも長い期間在課するよう要請した。 今後も様々な機会を捉えて要望していく。	R4. 3. 1
		P 31	意見	業務を難易度と付加価値の尺度で分類し、業務に応じて職員の数や配置する職員の特性を検討することが望まれる。	固定資産税の業務は、大きく分けて賦課業務、窓口業務、宛名・管理業務があり、それぞれの業務で職員に均等に割り振っているものと、業務の内容に応じて担当職員を決めているものがある。令和3年度は、税務システム標準化へ対応が具体的に始まるため、業務を難易度と付加価値の尺度で分類し、業務に応じて職員の数や配置する職員の特性を検討して人員を配置した。	R4. 3. 1
		P 44	意見	課税保留の件数の抑制に努めることが望まれる。	国の制度改正の動向を注視し、国庫への帰属を含め、保留件数の抑制に努める。	R4. 3. 1
		P 89	指摘事項	委託契約書類の個人情報取扱特記事項に基づき、受託者はあらかじめ業務を行う場所を特定し届け出る必要がある。	委託業務の手引に基づき必要項目の確認を徹底するとともに、複数の職員で確認を行い、届出漏れを防止する。	R4. 3. 1
		P 91	指摘事項	固定資産税の「非課税適用申請書」はルールに従い記入する必要がある。	申請書の受付の際、記入漏れをチェックするように研修し徹底した。	R4. 3. 1
		P 92	意見	「償却資産調査票」のコメントの記入について、他の担当者にも記載内容や判断根拠が把握できるように一定のルールを整備することが望まれる。	担当者が個別に調査票を作成して管理する方法を改め、共有して使用できる共有の調査票を作成し、担当者全員が調査内容を共有できる仕組みに切り替えた。	R4. 3. 1
		P 94	意見	「異動家屋調査票兼家屋台帳」記入に当たりタブレットを導入することが望まれる。	全国で標準化される税総合システム、本市を含め各市が個別にカスタマイズする家屋評価システム及び既存の紙ベースの家屋外形図とのスムーズな連携、現地調査の効率化など、課題の解消が不可欠であるため、これらとタブレットの連携熟度を踏まえながら検討を行い、現在使用している税総合システムの令和7年度更新に当たりこれらの機能を盛り込むこととした。	R4. 3. 1
		P 112	指摘事項	「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」の提出日ではなく、販売証明書欄の日付にて納税義務発生日とする必要がある。	窓口への提出日から販売証明書に記載される所有日に取扱いを改めた。	R4. 3. 1
		P 114	指摘事項	「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」の販売証明書の日付の記入を徹底する必要がある。	販売証明書の日付の記入を徹底するため、申告書の記入例を新たに作成してホームページに掲載して周知を図るとともに、窓口を訪れた販売店に対しては、販売証明の日付の記入を徹底した。	R4. 3. 1

**包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（令和2年度）**

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知 年月日
財務部	資産税課	P115	意見	軽自動車協会から送付される申告書の税総合システムへの登録及び管理方法について、業務の効率化を図ることが望まれる。	入力とチェックの正確性を損なうことなく申告書の並び替えをしながらも効率化できる仕組みについて、様々な事務処理及びそれらと連動するオンラインシステム（エルタックス）の改良との連携を踏まえながら、令和7年度導入する全国標準化システムに機能を反映することとした。	R4. 3. 1

**包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（令和元年度）**

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
文化・スポーツ部	図書館（中央図書館）	P97	指摘事項	除籍処理された図書に関して、廃棄、バザー出品、再利用するのかが明確でないので、ルール作りをすべきである。	除籍処理後の図書についてリサイクル資料又は廃棄とする判断を速やかに行えるよう、令和3年3月31日に「図書館資料の除籍・保存に関する基準」を制定した。	R4. 3. 29
福祉部	福祉政策課（総合福祉センター）	P107	指摘事項	他部局に所管換えすべき備品がそのまま備品一覧に残っていたり、本来あるべき備品の確認が取れないものがあった。	備品の使用状況の調査を実施し、所管換えをすべき備品については令和3年3月に所管換え処理を行った。現物の確認ができなかった備品については令和2年3月及び令和3年3月に不用処理を行った。	R4. 3. 11
健康部	健康増進課	P28	指摘事項	開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。	豊橋市資源化センター余熱利用施設の受益者負担の状況については、他施設と同様に、本市ホームページ掲載の「豊橋市公共施設白書」の資料編において、情報開示を行っており、令和3年11月に最新の情報に更新したところである。また、令和4年10月1日の指定管理者の更新に向けて、令和3年12月に、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の上限額の見直し等を内容とする条例改正を行った（施行は令和4年10月1日）。	R4. 3. 17
		P33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	豊橋市資源化センター余熱利用施設については、令和4年10月1日の指定管理者の更新に向けて、受益者負担の現状や近隣類似施設の状況等を踏まえ、令和3年12月に、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の上限額の見直し等を内容とする条例改正を行った（施行は令和4年10月1日）。	R4. 3. 17
		P33	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	豊橋市資源化センター余熱利用施設については、令和4年10月1日の指定管理者の更新に向けて、受益者負担の現状や近隣類似施設の状況等を踏まえ、財政課と協議の上、令和3年12月に、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の上限額の見直し等を内容とする条例改正を行った（施行は令和4年10月1日）。	R4. 3. 17
		P41	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるよう様々な利用方法を検討することが望ましい。	豊橋市資源化センター余熱利用施設の利用状況を含め、運営・維持管理については、毎月モニタリングを実施し、利用実態を把握しているところである。令和4年10月1日の指定管理者の更新に向けて、指定管理者による自主的な経営努力の発揮や新たなサービス提供が行えるよう、令和3年12月に、利用料金制の導入、利用料金の上限額の見直し等を内容とする条例改正を行った（施行は令和4年10月1日）。	R4. 3. 17
教育委員会	科学教育センター	P28	指摘事項	開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。	受益者負担に関する情報については、ホームページに掲載した豊橋市視聴覚教育センター・豊橋市地下資源館年報の中で施設の歳入歳出の情報として開示している。	R4. 3. 15

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果 (令和元年度)

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
教育委員会	科学教育センター	P 33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	プラネタリウム観覧料については投映作品、投映時間、天候による観覧者数を把握し、増減理由などの分析等を行っており、PDCAサイクルは行っている。引き続き令和2年10月2日付け2豊財号外「受益者負担の適正化について」に従い対応していく。	R4. 3. 15
		P 33	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	令和2年10月2日付け2豊財号外「受益者負担の適正化について」に従い、設備の更新等個別の事由がある場合には適宜個別に使用料の見直しを行っていく。	R4. 3. 15
		P 143	指摘事項	小型風力発電装置を購入設置直後に破損し、5年以上にわたって破損した状態が続いている。設置後直ぐに破損していることから、明らかな瑕疵があった可能性が高く、破損が生じた初期対応としては、契約約款に基づいて契約解除するか、あるいは良品が再納入するまで支払いを留保することが適切であった。	本件については、これまで世の中になかった技術であり納入後履行確認を経て支払いをしたものではあるが、設置後すぐ故障しており、指摘のような対応を取るべきであった。今後このような装置を購入する場合には今回の対応を踏まえ対応していく。	R4. 3. 15
		P 144	指摘事項	防災規程に定められた地震防災対策委員会が開催されていなかった。	地震防災対策委員会を年1回の防災訓練時に開催することとして令和3年5月1日付けで地震防災規程の改訂を行い、令和3年度は令和4年2月22日に開催した。今後も防災訓練の日程の中に組み込んで実施していく。	R4. 3. 15

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果 (平成30年度)

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
防災危機管理課		P 75	指摘事項	避難所において備蓄品のリストと現物の不一致があった。備蓄品の必要性も含め、検討すべきである。	<p>備蓄計画は、上位計画である豊橋市地域防災計画に定められた飲料水・食料・生活必需品などを迅速かつ適切に提供するために必要な公的備蓄の品目の選定、必要数の算出、整備目標を定めるものであるため、救出器具を記載するのは備蓄計画ではなく、上位計画である地域防災計画に記載済みである。</p> <p>地域防災計画に記載してあるリストとの現物不一致について、リストに記載している備蓄品の過不足については、当課と福祉政策課で共有ファイルを構築し、当課職員や避難所要員が現状の確認と補充を行うようにした。また、校区が市と協議した上で避難所固有で必要な資機材を保管しているものについては、校区に対して用品台帳等を整備するように依頼した。</p>	R4. 3. 31
子ども未来部	子育て支援課	P 33	指摘事項	災害応急対策業務について各部班行動マニュアルを時間単位で記述することが必要である。	令和2年4月に、子ども支援班の各業務に開始目標時間を設定し、子ども支援班行動マニュアルに追加するとともに、各課内で周知徹底を図った。	R4. 3. 17
建設部	建築物安全推進課	P 49	意見	母集団となる住宅数の推定計算について継続的に算定方法の改善を検討していくことが望ましい。	「豊橋市建築物耐震改修促進計画2021―2025」策定業務における対象住宅数を算定する作業で、居住実態のある住宅数を把握するため、従来の算定方法に加えて豊橋市第6次総合計画の世帯数の推移を用いて、より実態に近い対象住宅数の算定をした。	R4. 3. 31
市民病院	管理課	P 33	指摘事項	災害応急対策業務について各部班行動マニュアルを時間単位で記述することが必要である。	令和2年3月に、豊橋市民病院地震対策業務継続計画の改訂に合わせ、市民病院班の各業務に開始目標時間を設定し、市民病院班行動マニュアルに追加するとともに、院内で周知徹底を図った。	R4. 3. 15
上下水道局	下水道施設課	P 111	指摘事項	浄化センターにおける非常用発電機の稼働可能時間が短いため、再度検討すべきである。	各農業集落排水施設に関して、屋外型燃料貯蔵タンクの設置について検討を行ったが、費用及び設置場所の確保は現実的な対応でない判断し、発電機を間欠運転して、必要に応じ燃料の補給を行い、最小限の設備のみを稼働させることや、バイパスラインで薬品など使用し簡易処理するなど、既存設備の特性に応じて可能な限り各施設が72時間対応の運転ができるように運用方法を定めた。	R3. 12. 27
	総務課	P 112	指摘事項	上下水道BCPについて、時間単位での行動記述を行うことが必要である。	令和3年3月に「豊橋市上下水道事業継続計画」を改訂し、災害応急対策業務や各隊応急活動マニュアルについて、地震対策BCPと同様に時間単位での行動記述に改めた。	R3. 12. 27